

橋本市告示第 109 号

橋本市個別現地訪問支援補助金交付要綱の一部を改正する告示を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 4 月 28 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市個別現地訪問支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

橋本市個別現地訪問支援補助金交付要綱(令和 5 年橋本市告示第 54 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の区域のうち、条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)、山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)、半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。)<u>及び平成 22 年から令和 2 年までの人口減少率が 10%以上の市町村を除いた区域をいう。</u> (2) 略	(定義) 第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 東京圏 東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の区域のうち、条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)、山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)、半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。)を除いた区域をいう。 (2) 略

附 則

この告示は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。